



島根県報

平成23年7月8日（金）

号外 第 138 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則 (企業立地課) 2

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定による島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を定める告示 (") 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則（規則第59号）

1 規則の概要

- (1) 指定誘導業種の立地規模の基準を改めることとした。（第3条関係）
- (2) 助成額の算定基礎等を改めることとした。（第8条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第59号

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号の2中「1億円以下」を「3億円以下」に、「100人」を「300人」に改める。

第8条第1項第1号中「及び第3条第1号の2に該当する場合」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の島根県企業立地促進条例施行規則の規定は、平成23年7月8日以後に申請された島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号）第4条第1項の規定による認定に係る計画（以下「認定計画」という。）について適用し、同日前に申請された認定計画については、なお従前の例による。

告 示**島根県告示第472号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を定める告示（平成23年島根県告示第258号）は、廃止する。

平成23年7月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県企業立地促進助成金（以下「助成金」という。）

2 交付の目的

企業が県内に立地する際の経費に対して助成を行い、本県の産業の高度化及び雇用機会の増大を図り、もって広く定住の促進に寄与することを目的とする。

3 交付の対象となる者

島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定による計画の認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）であって、次に掲げる場合に依りて次に定める要件を備えたもの

- (1) 島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号。以下「規則」という。）第3条第1号に掲げる場合 増加固定資本額（規則第3条第1号ア、第1号の2ア、第5号ア又は第6号アに規定する投下固定資本のうち、認定企業が助成対象期間（規則第5条第1項に規定する申請書（以下「申請書」という。）が受理された日（規則第3条第3号に掲げる場合に該当するときにあつては、平成20年1月1日以後の事業開始日とのいずれか早い日）から助成金の交付を申請する日までの期間をいう。以下同じ。）に新たに取得した投下固定資本（当該認定企業が同企業に全額出資している企業（主たる事務所が県外にあるものに限る。）の投下固定資本を借用する場合又は認定企業が法人税法（昭和40年法律第34号）第64条の2に規定するリース取引を行い、かつ、売買取引に準ずる会計処理を行った場合にあつては、当該投下固定資本を含む。以下同じ。）に係る経費の総額をいう。以下同じ。）が3億円以上であつて、増加常用従業員（申請書が受理された日その他の知事が別に定める時点に比べ、認定企業又は認定企業が資本金の全額を出資する企業（以下「全額出資企業」という。）が助成対象期間に当該認定企業の立地に伴い増加させた雇用期間の定めのない従業員（規則第3条第2号に掲げる場合にあつては、雇用期間の定めがある者で実質的に雇用期間の定めのない従業員に準ずると認められるもの（以下「契約社員」という。）を含む。）をいう。以下同じ。）及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項第2号の継続雇用制度により雇用される従業員（同条第2項の規定により導入されたとみなされる継続雇用制度により雇用される従業員を含む。）で知事が認めるものの数（以下「増加常用従業員数」という。）が10人以上であること。
- (2) 規則第3条第1号の2に掲げる場合 増加固定資本額が1億円以上であつて、増加常用従業員数が5人以上であること（増加固定資本額が3億円以上であり、かつ、増加常用従業員数が10人以上である場合を除く。）。
- (3) 規則第3条第2号に掲げる場合 増加常用従業員数が10人以上であること。
- (4) 規則第3条第3号に掲げる場合 増加常用従業員数が3人以上であること。
- (5) 規則第3条第4号に掲げる場合 増加常用従業員数が5人以上であること。
- (6) 規則第3条第5号に掲げる場合 増加固定資本額が1億円以上であつて、増加常用従業員数が5人以上であること。
- (7) 規則第3条第6号に掲げる場合 増加固定資本額が1億円以上であつて、増加常用従業員数が5人以上であること。

4 助成金の交付の対象及び交付の額

(1) 交付の対象

増加固定資本額（助成金以外の県の交付する補助金等を直接又は間接にその経費の一部として投下固定資本を取得した場合は、その取得に要した経費を除く。以下同じ。）及び増加常用従業員に係る経費

(2) 交付の額

次に掲げる額の合計額（規則第2条第3号オのコールセンター業（隠岐郡に立地するものを除く。）にあつてはアに掲げる額、規則第3条第3号又は第4号に該当する場合にあつてはイに掲げる額）とする。

ア 増加固定資本額（規則第3条第2号に該当する場合にあつては、増加固定資本額1,000万円以上の場合に限る。）に、規則第3条第1号、第1号の2又は第6号に該当する場合にあつては別表第1の左欄に掲げる業種及び同表の中欄に掲げる増加常用従業員数に応じ同表の右欄に掲げる助成率を乗じて得た額とし、規則第3条第2号又は第5号に該当する場合にあつては別表第1の左欄に掲げる業種及び同表の中欄に掲げる増加常用従業員数に応じ同表の右欄に掲げる助成率並びに別表第2の左欄に掲げる立地の区分に応じ同表の右欄に掲げる助成率を乗じて得た額（その額が7億円を超える場合は、7億円。ただし、別表第3の左欄に掲げる立地の区分に該当する場合は、同表右欄に掲げる額をそれぞれ7億円に加算した額）とする。

イ 増加常用従業員数（全額出資企業の増加常用従業員数を除く。）に規則第2条第1号から第3号まで並びに第5号及び第6号に掲げる業種にあつては100万円（同条第3号において増加常用従業員が契約社員である場合は、50

万円)を、同条第4号に掲げる業種にあつては50万円を乗じて得た額(以下「増加常用従業員数を基礎として算定した額」という。)。ただし、次に掲げる場合にあつては、当該区分に応じてそれぞれ次に定める額

(7) 増加常用従業員数を基礎として算定した額が3億円を超える場合(交付の対象となる者が(イ)に該当するもの又は規則第2条第4号に掲げる業種である場合を除く。) 3億円

(イ) 規則第2条第3号オのコールセンター業であつて、隠岐郡に立地するものについて、増加常用従業員数を基礎として算定した額が3,000万円を超える場合 3,000万円

5 助成金の支払

助成金の交付決定のあつた年度の当該助成金の交付限度額は2億円とし、当該助成金の額が2億円を超える場合にあつては、2億円を超える部分の助成金について交付決定のあつた年度の翌年度以降に各年度2億円を限度として分割して交付するものとする。

6 助成金の返還等

知事は、助成金の交付を受けた認定企業が、条例第8条第2項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の方法によって助成金の交付を受けたことが明らかであること。

(2) 助成金の交付後、正当な理由なく、事業を廃止し、休止し、又は著しく縮小したこと。

別表第1

業種	増加常用従業員数	助成率
1 規則第2条第1号(5に掲げるものを除く。)	(1) 増加常用従業員数が10人以上の場合(2に掲げる場合を除く。)	20パーセント
	(2) 増加常用従業員数のうち技術者又は研究者の数が10人以上の場合	25パーセント
2 規則第2条第2号に掲げる業種	(1) 増加常用従業員数が10人以上の場合(2に掲げる場合を除く。)	15パーセント
	(2) 増加常用従業員数のうち技術者又は研究者の数が10人以上の場合	20パーセント
3 規則第2条第3号に掲げる業種	(1) 増加常用従業員数が10人以上19人以下の場合	20パーセント
	(2) 増加常用従業員数が20人以上の場合	25パーセント
4 規則第2条第5号に掲げる業種	(1) 増加常用従業員数が5人以上9人以下の場合	20パーセント
	(2) 増加常用従業員数が10人以上の場合	25パーセント
5 規則第2条第1号に掲げる業種であつて、規則第3条第1号の2に掲げる場合に該当するもの	(1) 増加常用従業員数が5人以上の場合	15パーセント
	(2) 増加常用従業員数のうち技術者又は研究者が5人以上の場合	20パーセント
6 規則第2条第6号に掲げる業種	(1) 増加常用従業員数が5人以上の場合	20パーセント
	(2) 増加常用従業員数のうち技術者又は研究者が5人以上の場合	25パーセント

別表第2

立地の区分	助成率
1 県内に事業所を有しない認定企業が、新たに県内に事業所を設置する場合(償却資産のみ取得し、土地及び建物を借用する場合を含む。)	100パーセント
2 県内に事業所を有する認定企業(以下「県内企業」という。))が、公的工業団地(県、市町村、独立行政法人中小企業基盤整備機構等が整備した工業団地(工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項第3号イに規定するものをいう。))内(をいう。))内に新たに用地を取得(過	100パーセント

去に条例第6条第1項に規定する認定計画に従って立地を行った際に用地を取得した場合であって、知事が特に認めた場合を含む。)として建物を新築し、又は増築することにより生産施設の面積を増加させる場合	
3 県内企業が、建物を新築し、又は増築することにより生産施設の面積を増加させる場合(2に掲げる場合を除く。)	50パーセント
4 県内企業が、償却資産のみを増設する場合	25パーセント
5 県内企業のうち規則第3条第1号の2に掲げる場合に該当するものが、償却資産のみを増設する場合	50パーセント

備考 生産施設とは、次のア又はイに掲げる業種に応じて当該ア又はイに掲げる施設をいう。

ア 規則第2条第1号、第2号又は第6号に掲げる業種 工場立地法第4条第1項第1号に規定する生産施設

イ 規則第2条第3号から第5号までに掲げる業種 主たる事業の用に供するための施設

別表第3

立地の区分	上限額の加算
1 浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡、鹿足郡又は隠岐郡に立地する企業のうち増加常用従業員数が30人以上のもの	3億円
2 県営工業団地に新たに立地する企業のうち増加常用従業員数が30人以上のもので、その事業内容が本県の地域振興に特に大きく寄与すると知事が認めたもの	2億円